

Weekly Report

第632号
令和3年12月27日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来年1月から始まる主な制度等(税制以外)

◎RCEP(地域的な包括的経済連携)協定の発効

……15カ国(日・中・韓・豪・NZ・ASEAN 10カ国)が参加し、世界の人口やGDPの約3割を占める経済連携協定について、1月から手続きが完了した10カ国の間で発効されます。

◎雇用調整助成金の特例措置等の日額上限引下げ

……1月～3月の雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金について、原則的な措置の日額上限を引下げます(地域・業況特例は現行を維持)。これにより、雇調金特例は1月・2月が1万1千円、3月は9千円に引下げられます。また、休業支援金は8265円に引下げとなります。

◎傷病手当金の支給期間の通算化……同一のケガ

や病気に関する傷病手当金の支給期間について、支給開始日から「通算して1年6ヵ月」に変わります。これにより復職して支給されない期間がある場合でも支給期間は減少しません。なお、すで

に支給されている傷病手当金は、本年末時点で支給開始日から1年6ヵ月を経過していない場合、改正後の取扱いが適用されます。

◎戸籍の附票の記載事項変更……住所の履歴を証明

する「戸籍の附票の写し」について、1月11日から基本事項(必ず表示される項目)に「生年月日」「性別」が追加されます。また、「本籍・筆頭者氏名」は原則表示されなくなります。

◎マイナポイント第2弾の一部実施……マイナポ

イント第2弾(1人当たり最大2万円相当)のうち、マイナンバーカードの新規取得者(既取得者でマイナポイント第1弾の未申込者を含む)に最大5千円相当のポイント付与は、1月から実施します。

相続登記の申請義務化は令和6年4月施行

所有者不明土地の解消のため、本年4月に民法等の改正が成立し、①不動産を取得した相続人に対し、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請を義務付けるなど「不動産登記制度の見直し」、②所有者不明土地管理制度等の創設や、共有者不明の共有地の利用円滑化など「土地利用に関する民法のルールの見直し」、③相続等により土地の所有権を取得した方が法務大臣の承認を受けて、所有権を国庫に帰属させることができる「相続土地国庫帰属制度の創設」が実施されます。

①は令和6年4月(住所等の変更登記の義務化は未定)、②は令和5年4月、③は令和5年4月27日にそれぞれ施行されます。

★★★1月のチェック★★★

※新変異型オミクロンの市中感染が危惧されます。感染対策の徹底で事業の中断を防止します。

※年末調整による過不足を精算した後の源泉所得税(12月分)の納付期限は1月11日(火)。

※納期の特例適用者の源泉所得税(7月～12月分)の納付期限は1月20日(木)。

※給与計算の前に「扶養控除等申告書」を受理し、チェックのうえ源泉徴収簿等に各事項を転記。

※1月31日までに提出する「法定調書」「給与支払報告書」「償却資産申告書」に事務があります。